

2 流通構造調査

2.5 りんご (8) モダンリテールでの販売価格例

【図表3-32 りんごの小売販売価格例及び商品イメージ⑤】

■ 店舗：ムンバイ BIG BAZAAR at Infiniti Mall (2022年2月)



ニュージーランド産 Longview
332ルピー/kg



ニュージーランド産
Pink Lady #4130
338ルピー/kg



ニュージーランド産
Mr Apple Fuji 4129
332ルピー/kg



出所：矢野経済研究所

2 流通構造調査

2.5 りんご (8) モダンリテールでの販売価格例

【図表3-33 りんごの小売販売価格例及び商品イメージ⑥】

■ 店舗：ムンバイ BIG BAZAAR at Infiniti Mall (2022年2月)



米国産 Red Delicious 4105
279ルピー/kg



米国産 Red Delicious 4106L
376ルピー/kg



イタリア産 Granny Smith
330ルピー/kg



イタリア産 Royal Gala
310ルピー/kg

出所：矢野経済研究所

2 流通構造調査

2.5 りんご (8) モダンリテールでの販売価格例

【図表3-34 りんごの小売販売価格例及び商品イメージ⑦】

■ 店舗：ムンバイ Hyper City (2022年2月)

- ✓ 売場面積の広大なハイパーマーケットに分類されるHyper CITYでは、幅広い種類のりんごを扱っている。
 - ✓ 価格の明示されている商品の多くは前ページ (BIG BAZZAR) と重複するため、ここでは価格、品種情報の明確でない商品を扱う。
- ※カッコ内はラベルから読み取れる情報 (生産・販売に係る企業名)



トルコ産
(Sokerler)



トルコ産
(Gulbudak)



セルビア産
(Delta Agrar)



トルコ産
(Begum Trading)

出所：矢野経済研究所

2 流通構造調査

2.5 りんご (9) 参考資料

【図表3-35 輸入りんごの青果卸売市場への搬入イメージ】

- ✓ 2022年2月、チェンナイの青果卸売市場にて、40フィートコンテナ3本分のりんごが同日中に納品された際の様子。
- ✓ トルコ、ポーランドより異なる2種類の品種が到着。輸出者は一社でオランダ企業。

【納品された40フィートコンテナ (CAコンテナ*)】



【トルコ産、レッドデリシャス種】



【ポーランド産、ロイヤル・ガラ種】



*CA (Controlled atmosphere) コンテナ。リーファーコンテナの一種で、温度だけでなく酸素と二酸化炭素濃度を調整し青果物の貯蔵期間の延長を可能にする。

出所：矢野経済研究所

3 関税・輸出障壁調査

3 関税・輸出障壁調査

3.1 輸入障壁の実態と解決アプローチ手段 (1)コスト面での障壁

インドでの農林水産物・食品の展開に際し、筆頭に挙げられるのがコスト面での障壁である。販売先ターゲットが大幅に限定され、参入の高いハードルとなっている。

障壁	実態	解決アプローチ手段
高額な関税・ 輸入諸費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 高額な関税、複雑な手続きによる輸入諸費用によるコスト増がネックとなり、ターゲットは富裕層に限定されてしまう ● 日印CEPAによる恩恵を受けられる品目は限定的（醤油等の一部の品目は基本税率の減税対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ インドの輸出政策と干渉しない範囲で、個別品目別に関税引き下げ交渉 ✓ ASEANやスリランカ等で生産・加工拠点から調達し、FTAを利用して低関税で輸入 ✓ インドの消費者、事業者からインド政府に対する規制緩和の働きかけ
低価格志向の 強い市場	<ul style="list-style-type: none"> ● 高額な関税などの結果、日本食品の最終消費価格は高止まりしている ● 価格は重要なファクターであるため、低価格のインド製、中国製等の導入が一般的 ● 中・高所得層でも価格に対してはセンシティブな傾向が見られる 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本から持ち込むよりも、現地生産の方が成果に繋がりやすい（※日本の輸出品と競合する可能性に留意） ✓ ハイエンド市場での販売よりも、Eコマース、食品加工技術、アグリテックといった食品「周辺」で市場開拓の余地 ✓ 中国メーカーとの明確な差別化（成分、製造工程の比較や日中の食品安全基準の差を明確に消費者に提示する）
流通過程での 中間マージン	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存流通における中間業者による中抜きが問題（特に農産品） ● 中間マージンを減らし、利益確保するのが課題 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生産側は直接取引できるFPO/FPC*1の確保、販売側はBtoCやEコマースを活用したDtoC*2といった販売チャネルの構築が求められる。

*1 FPO (Farmer Producer Organization) : 小規模・零細農家が規模の経済を恩恵を受けられることを目的とした組織であり、組合形態と会社形態 (FPC : Farmer Producer Company) に大別される (出所 : 三井物産戦略研究所 「インド農業は「産業化」するのか - 流通システムの変革と農家を取り巻くビジネスの広がり-」 (2020年3月))

*2 D2C (Direct to Consumer) : 中間流通業者を通さずに、自社のECサイトを通じて製品を顧客に直接販売する形態

3 関税・輸出障壁調査

3.1 輸入障壁の実態と解決アプローチ手段 (2) 輸送・通関での障壁

日本－インド間の海上輸送サービスは限定的でありコストも高騰。
インド側通関では税関の裁量が大きく、対応の不確実性が障壁であり、入念な事前準備が必要。

障壁	実態	解決アプローチ手段
限られた輸送手段と長いリードタイム	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本－インドの直行便が限定的であり、リードタイム（船足）が長い。 ● コンテナ不足による海上運賃の高騰。 ● 航空便（生鮮品）の輸送遅延によるダメージの発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商社ルート経由による物流費用の圧縮。 ✓ シンガポール等の第三国の保税施設を集約・出荷拠点として活用し、リードタイムを短縮。
多様かつ不明確な税制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 2017年7月に導入されたGST（物品・サービス税）制度の煩雑さや、GST制度導入後にも残る州毎に異なる税制度等の存在。 ● 輸入関税率は公報での通知によって随時変更が行われる他、多くの免除措置が適用される。関税制度は複雑である上、行政の裁量に大きく委ねられており、予期できない税関の対応は通関の障壁となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 州や取扱い商材に応じた税務・通関業者の起用。 ✓ 輸出準備段階で、インド側税関への輸入要件の確認（事前教示制度の活用）。 ✓ インドでの日本食輸入に対する支援窓口の強化。窓口からインド当局に働きかけを行うことで、状況把握と同時に客観的な解決に結びつきやすい。
インド側税関対応の不確実性	<ul style="list-style-type: none"> ● 税関裁量による推定に基づく輸入評価価格の決定（例：税関が輸送費を確認できないと判断した場合、FOB価格の20%を評価価格に加算する等）。 ● 税関からの膨大な書類要求による通関手続き遅延の頻発（複雑な関税制度に起因）。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海上運賃明細（アライバルノート）や保険証券等の証憑管理の徹底。 ✓ 上述の支援窓口によるモニタリングや事例収集により、税関対応の実態把握。明らかに法令に反する場合、当局やWTO関税評価委員会等に対して問題提起する。

3 関税・輸出障壁調査

3.1 輸入障壁の実態と解決アプローチ手段 (3) 食品安全規制での障壁

合理的根拠が伴わない規制運用によって輸入が制限されるケースも存在する。
改善に向けては、客観的な状況把握に基づいた働きかけが求められる。

障壁	実態	解決アプローチ手段
商品ラベル表示への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● ラベル貼付ではなく、原則パッケージへの印刷が義務付けられている。ラベル貼付の場合は剥がれないラベルが求められるが、「剥がれない」の定義が不明確。 ● 輸出量の少ないインド向けにパッケージ変更に応じるメーカーは皆無に等しい。 ● ラベルに表示された残存賞味期限が60%未満の加工食品は輸入禁止となる可能性。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ FSSAIにラベルの貼付の承認を求める。または「剥がれない」の定義の明確化。 ✓ 日本食品メーカーによるインド向け表示規則に沿った商品のパッケージ化（対インドだけでは厳しい場合、5,6ヶ国の「新興国向け」パッケージに対する支援の構築等）。
食品安全基準局(FSSAI)対応の不確実性	<ul style="list-style-type: none"> ● FSSAIによる特定輸入品目に対するNon-GMO（非遺伝子組み換え）証明書提出の義務付け*1の開始。 ● ラボ検査に要する長い時間や、追加の書類提出要求への対処から、迅速な輸入に至らないケースがある。 ● 原産国が日本以外の商品（例：中国産しいたけ）の場合、中国の衛生証明書を求められる。価格面で中国産を使用せざるを得ない場合は輸入が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 合理性に欠ける規制運用には客観的な根拠を提示し、改善を働きかける。 ✓ FSSAIにてファイリングされる商品コードで一元管理し、輸入実績のある同一商品は検査を免除するといった体制が望ましい（輸入毎の検査自体が障壁となる）。 ✓ 商品種別毎の規定要件を明確化したガイドライン等、輸入しやすい環境づくりをFSSAIに求める。
動植物検疫への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 動物性成分を含む食品は動物検疫局（AQ）の許可が必要だが、完成品の動物検疫証明書は、日本で取得は不可（例：だしの素、鰹節、中華スープのもと、オイスターソースなど）。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 完成品の動物性成分には検疫証明書の免除を求める。 ✓ 食品安全上で合理性のない手続きについては、客観的な根拠によって廃止に向けて働きかける。

* FSSAIは、2021年3月より24品目を対象に当規制の運用を開始している。りんごが対象に含まれているが、2021年7月27日のThe Hindu Business Line による報道時点では、米国農務省は証明書発行に応じていない。米政府は規制自体に科学的正当性が伴わないものとしてWTO・SPS委員会に異議申し立てを行っているが、正当性を欠いた規制の運用はインドでの輸入における主要な障壁に挙げられる。

3 関税・輸出障壁調査

3.1 輸入障壁の実態と解決アプローチ手段 (4)流通構築での障壁

確実な流通構築には、現地パートナーとの信頼関係が不可欠である。
 コールドチェーンの整備やEコマース化は、流通障壁の解消と同時に、商機創出となる可能性あり。

障壁	実態	解決アプローチ手段
現地パートナーとの信頼関係構築	<ul style="list-style-type: none"> ● インドでは現地パートナーとの信頼構築が不可欠であるが、一朝一夕にはいかないのが実情。 ● 売掛金や支払いサイトなどの合意形成が難しい。さらに、売掛金回収に多大な時間・労力を要する。 ● 知的財産に対する考え方などの認識の隔たりからトラブルとなる事例も。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ FIFI*¹などインド側の輸入者協会等を通しての商談を行うことで、当事者のみの取引環境を作らず、協会関係者に相談ができる環境を確保する。 ✓ インド側パートナーとの長期的な関係構築（展示会、商談会等の「一時的」な関係では警戒される可能性）。
コールドチェーン等、食品衛生・品質のインフラ未整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 港湾施設、卸倉庫、小売・飲食に至るコールドチェーンインフラが未整備であり、適正な温度管理が不十分。 ● コールドチェーン流通強化はインド政策側に需要あり。 ● 流通・小売・飲食におけるHACCP、ISO等の基準、品質安全マネジメントシステムの導入が限定的。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 流通及び小売りでのコールドチェーンの整備に応じて、段階的に温度管理の重要な商品を投入し、価値を訴求。 ✓ 流通業者等を対象に、コールドチェーン（低温施設、保冷車、マネジメントシステム）、食品加工等、インフラや技術を売り込むアプローチ*²も有効。 ✓ 政府助成事業を通じた食品衛生基準等の導入加速。
効率の悪い従来型流通	<ul style="list-style-type: none"> ● 農産品の従来型流通では非組織的な中間業者が多数介在している。 ● 流通段階でのフードロスの発生や、中間業者によるマージンの中抜きが障壁となっている 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ Ninjacart*³に代表されるプラットフォームによる垂直統合化、効率化した流通チャネルの活用 ✓ 急成長を遂げるオンライングロッサリー（インド最大手のBigBasket等）、Eコマース流通への対応 ✓ 都市圏にて開始している買物代行・宅配サービスを通じたハイエンド商品の普及拡大

*1 FIFI: Forum of Indian Food Importers

*2 インド食品加工産業省（MoFPI）が主導するMega food park構想との関連性も期待できる。

*3 2015年バンガロールを拠点に設立。

インド最大の生鮮食品サプライチェーンを通じてオンラインBtoBプラットフォームを運営する他、ハイエンド市場への高付加価値の生鮮野菜の提供により、農家、小売事業者、消費者に新しい価値を提供している。

3 関税・輸出障壁調査

3.1 輸入障壁の実態と解決アプローチ手段 (5)プロモーションでの障壁

インドの消費者市場での日本食市場は明確に形成されていない。

多様性の豊かな市場に合わせた取組み、都市圏での地道な成功モデルの構築が求められる。

障壁	実態	解決アプローチ手段
日本食市場は未形成	<ul style="list-style-type: none"> ● インドの消費者市場で、日本食は他国のアジア料理と一括りにされる場面が多く、明確に区別される段階に至っていない。 ● 日本食品展開の成功モデルは構築されておらず、有効なブランディング戦略の検討が必要な段階。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ デリーやムンバイ等のTier1大都市では食の多様化が進行しており、こうした市場をターゲットに日本食展開の成功モデルを地道に作っていく方法が現実的。 ✓ 日本食文化と他のアジア食文化とのわかりやすい比較（例：自然製法、無添加、繊細さ、免疫力向上等）
日本食ブランド構築のためのトリガーの不在	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本食及び文化はインド社会全般にまだまだ浸透していない。 ● 「クールジャパン」等の幅広いテーマでは、ニーズの具体的な喚起が難しいため、需要拡大のトリガーになりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ アニメやお茶文化等、コンテンツと結びつけたプロモーション（韓国は自国食品をドラマやK-POPと結びつけたことで、若者を中心に急速に普及拡大） ✓ インド消費者にて注目の高まる「ウェルネス」、「健康」、「生きがい」等のコンセプトに結び付けた展開。 ✓ ハイエンド市場では、非日常感・プレミア感の付加、商品の「見せ方」が重要。
市場のターゲティング/ポジショニングの難しさ	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様性に満ちたインドでは、多角的・多層的な組み合わせにより消費者属性が様々であるため、ターゲットの特定が難しい。 (例:富裕層では健康志向の向上は顕著であるが、中高年以上は特に食に対して保守的な傾向が強い) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ターゲットとなる州を先に見定め、州政府と連携してビジネスを進めるのも有効。州政府の支援が得られれば、免税措置を受けられる場合もある。 ✓ 設定価格を低くしても、消費市場の最大のボリュームゾーンである若年層を優先的に狙う必要性が高い。 ✓ ソーシャルメディアも急拡大しておりインフルエンサー等を活用した市場のターゲティング、絞り込みも有効。

3 関税・輸出障壁調査

3.1 輸入障壁の実態と解決アプローチ手段 (6) インドの政策方針への対応

農産品輸出を目指すインド政府は、輸出を奨励する一方、輸入に厳しい規制を課す傾向がある。国内の製造業強化の方針に対応したアプローチも必要。

障壁	実態	解決アプローチ手段
インドの農産品 輸入政策自体 の問題	<ul style="list-style-type: none"> ● インドの労働人口の約半数を擁する農業セクターは、従来型流通で保護されており、改革が進められていない実情がある。 ● 農産品・食品の輸入自体にはさまざまな障壁が存在する一方、輸出拡大を目指すインドでは製造業の強化に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ Make in India <ul style="list-style-type: none"> ● 政府が推進する自国内での製造業強化は食品も対象。 ● 中国やASEANでの日系食品加工会社のインドへのシフトは、中近東・アフリカ等の新興国に向けた加工・輸出拠点としての有望性が高い。
インフラと原料確保 の問題	<ul style="list-style-type: none"> ● 原料の確保、またコールドチェーンや国内輸送の問題などインフラに起因した問題がインドには多く存在する。 ● 農産品や水産品の質や加工技術の問題、輸送過程における品質劣化の懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ Mega food Park <ul style="list-style-type: none"> ● インド全土に22あるメガフードパーク（原料、加工、ロジスティクスを集約）を活用した、日本チームによるバリューチェーン統合型の輸出モデルを構築する。以下例。 <ul style="list-style-type: none"> - 農産品：育成・加工・流通・販売チェーンの確立 - 水産品：船上処理、冷凍技術、加工・パッケージング、衛生・品質マネジメント等
加工食品分野 成長への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● インド政府は製造業及び輸出競争力の強化と並び、第二次産業のテコ入れを図っている。 ● インド食品加工産業省（MoFPI）により食品加工分野は「サンライズ・セクター」に指定されており、100%の海外直接投資（FDI）が認可といった優遇策をとり、投資促進を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ MoFPIインセンティブ <ul style="list-style-type: none"> ● 財政的優遇措置を活用し、インド側ニーズと日本側民間事業をマッチングする。以下例。 <ul style="list-style-type: none"> - 日系種苗会社や農業関連会社などの進出による日本種の野菜や日本米のインドでの育成 - 日系製茶会社とインド茶園の協業と技術移転で、インドでの高品質の日本茶や抹茶の生産

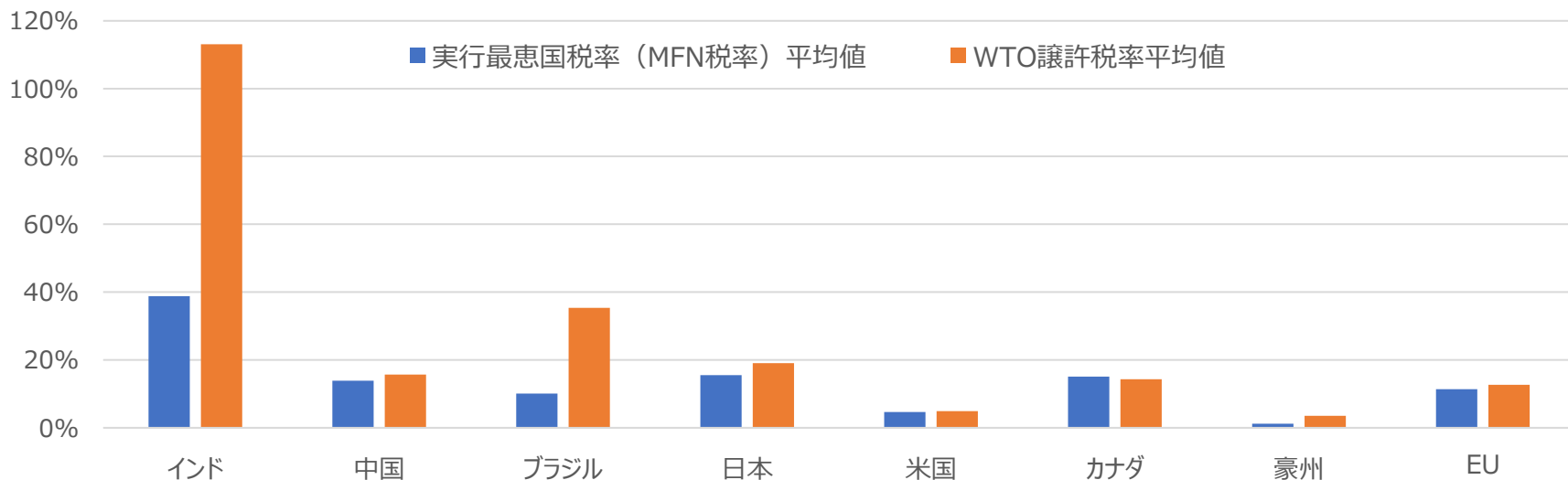
3 関税・輸出障壁調査

3.2 関税率表 (1) 主要経済国・地域との比較

- インドは主要経済国・地域の中でも農産品を対象とした関税率は突出して高い

- ✓ 農産品を対象としたインドの実行最恵国税率（MFN税率）平均値は38.8%と高水準である。
- ✓ 一部の農産物に対するインドの適用関税率は低いものの、農産物や加工食品（鶏肉、ばれいしょ、柑橘類、アーモンド、りんご、ぶどう、桃の缶詰、チョコレート菓子、クッキー、調理済食品等）の輸出には大きな障壁となっている。
- ✓ 農産品を対象としたインドのWTO譲許税率平均値は主要経済国の中で最も高い113.1%であり、中には300%に達する品目もある。

【図表4-1 農産品を対象とした主要経済国の実行最恵国税率（MFN税率）平均値とWTO譲許税率平均値の比較（2019年）】



	インド	中国	ブラジル	日本	米国	カナダ	豪州	EU
実行最恵国税率（MFN税率）平均値	38.8%	13.9%	10.1%	15.5%	4.7%	15.1%	1.2%	11.4%
WTO譲許税率平均値	113.1%	15.7%	35.4%	19.1%	4.9%	14.3%	3.5%	12.7%

出所：WTO「世界貿易報告」を基に作成

3 関税・輸出障壁調査

3.2 関税率表 (1) 主要経済国・地域との比較

- インドの農産物・加工食品に対する関税率（MFN税率）は、主要経済国・地域と比べて高水準。

【図表4-2 主要経済国・地域の農産物・加工食品に対する実行最恵国税率（MFN税率）*の比較】

品目	HSコード	インド (2020年)	中国 (2021年)	ブラジル (2021年)	日本 (2020年)	米国 (2021年)	カナダ (2021年)	豪州 (2021年)	EU (2021年)
鶏肉	0207.14	100.0%	0.5~1人民元/kg	10.0%	7.8%	17.6 cents/kg	9.0%	0%	6.4%
ばれいしょ	0701.90	30.0%	13.0%	10.0%	4.3%	0.5 cents/kg	\$4.94/トン	0%	9.0%
ひよこ豆	0713.20	53.3%	3.5%	5.0%	4.3%	1.4~1.5 cents/kg	0%	0%	0%
アーモンド	0802.12	100ルピー/kg	10.0%	10.0%	1.2%	24 cents/kg	0%	5.0%	1.8%
くるみ	0802.32	100.0%	20.0%	10.0%	10.0%	26.5 cents/kg	0%	0%	5.1%
オレンジ	0805.10	30.0%	11.0%	10.0%	24.0%	1.9 cents/kg	0%	0%	16.0%
ぶどう	0806.10	30.0%	13.0%	10.0%	13.9%	\$1.13~\$1.80/m3	2.0%	5.0%	13.0%
いちご	0810.10	30.0%	14.0%	10.0%	6.0%	0.2~1.1 cents/kg	5.62 cents/kg ただし、8.5%以上 であること	0%	11.2%
冷凍ポテト	2004.10	35.0%	5.0%	14.0%	10.4%	7.2%	6.0%	5.0%	16.0%
桃の缶詰	2008.70	30.0%	5.0%	35.0%	14.9%	16.5%	7.0%	5.0%	20.8%

* HSコード(6桁) に含まれる各国が設定する小分類すべての実行最恵国税率（MFN税率）の平均値。

出所：WTO Integrated Data Base (IDB) を基に作成

3 関税・輸出障壁調査

3.2 関税率表 (1) 主要経済国・地域との比較

- WTOにおける譲許税率も、インドは他国と比べて高い水準に設定している。

【図表4-3 主要経済国・地域の農産物・加工食品に対するWTO譲許税率*の比較】

品目	HSコード	インド	中国	ブラジル	日本	米国	カナダ	豪州	EU
鶏肉	0207.14	100.0%	10.0%	35.0%	7.8%	17.6 cents/kg	4.6%	0%	6.4%
ばれいしょ	0701.90	100.0%	13.0%	35.0%	4.3%	0.5 cents/kg	\$4.94/トン	5%	10.1%
ひよこ豆	0713.20	100.0%	3.5%	20.0%	4.3%	1.4~1.5 cents/kg	0%	1%	0%
アーモンド	0802.12	100ルピー/kg	10.0%	15.0%	1.2%	24 cents/kg	0%	5.0%	1.8%
くるみ	0802.32	100.0%	20.0%	15.0%	10.0%	26.5 cents/kg	0%	1%	5.1%
オレンジ	0805.10	40.0%	11.0%	35.0%	24.0%	1.9 cents/kg	0%	1%	12.6%
ぶどう	0806.10	40.0%	13.0%	28.8%	12.4%	\$1.13~\$1.80/m ³	3.2%	10.0%	12.4%
いちご	0810.10	100.0%	14.0%	35.0%	6.0%	0.2~1.1 cents/kg	0.0%	1%	11.2%
冷凍ポテト	2004.10	45.0%	13.0%	35.0%	10.4%	7.2%	6.4%	8.0%	16.0%
桃の缶詰	2008.70	150.0%	15.0%	55.0%	14.9%	16.5%	7.4%	8.0%	20.8%

* HSコード(6桁) に含まれる各国が設定する小分類すべてのWTO譲許税率の平均値。

出所：WTO Consolidated Tariff Schedules (CTS) を基に作成

3 関税・輸出障壁調査

3.2 関税率表（2）輸出品目の実効税率

- ・ インドー日本CEPAでは、無税と減免税適用外のものが混在している。
- ・ ホタテ貝、緑茶など、同品目の中でも形状や量によって税率が異なるものもある。

品目 Description	HS Code	関税率 Tariff rate			関税率（経済連携協定） Tariff rate (EPA/FTA)						異議なし証明書（NOC） 要件
		基本 General	MFN	特惠 GSP	インド-スリランカ FTA	インド-シンガポール CECA	インド-マレーシア CECA	インド-日本 CEPA	インド-タイ EHS	インド-ASEAN FTA	
ホタテ貝	－ スキャロップ（ベクテン属、クラミス属又はブラコベクテン属のもの。いたや貝を含む。） --- 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	0307.21	30%	(適用外)	(適用外)	50% 譲許税率 75/2005(13)	無税 53/2011(39)	無税 69/2011(29) 冷凍していないもの	(適用外)	無税 46/2011(39)	■ 食品安全基準局 (FSSAI) ■ 動物検疫 (AQ)
	--- 冷凍したもの	0307.22	30%	(適用外)	(適用外)	50% 譲許税率 75/2005(13)	無税 53/2011(39)	(適用外) 冷凍したもの	(適用外)	無税 46/2011(39)	■ 食品安全基準局 (FSSAI) ■ 動物検疫 (AQ)
	--- その他のもの	0307.29	30%	(適用外)	(適用外)	50% 譲許税率 75/2005(13)	無税 53/2011(39)	無税 69/2011(29) 冷凍していないもの	(適用外)	無税 46/2011(39)	■ 食品安全基準局 (FSSAI) ■ 動物検疫 (AQ)
	－ その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）を含む。） --- 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	0307.91	30%	(適用外)	(適用外)	50% 譲許税率 75/2005(13)	無税 53/2011(39)	(適用外) 冷凍したもの	(適用外)	無税 46/2011(39)	■ 食品安全基準局 (FSSAI) ■ 動物検疫 (AQ)
	--- 冷凍したもの	0307.92	30%	(適用外)	(適用外)	50% 譲許税率 75/2005(13)	無税 53/2011(39)	(適用外) 冷凍したもの	(適用外)	無税 46/2011(39)	■ 食品安全基準局 (FSSAI) ■ 動物検疫 (AQ)
りんご	－ りんご	0808.10	75% *1 *2	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	無税 85/2004(3)	(適用外)	■ 食品安全基準局 (FSSAI) ■ 植物検疫 (PQ)
さくらんぼ	－ さくらんぼ --- サワーチェリー（ブルヌス・クラスス）	0809.21	30%	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	無税 69/2011(58)	(適用外)	(適用外)	■ 食品安全基準局 (FSSAI) ■ 植物検疫 (PQ)
	－ さくらんぼ --- その他のもの	0809.29	30%	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	無税 69/2011(58)	(適用外)	(適用外)	■ 食品安全基準局 (FSSAI) ■ 植物検疫 (PQ)
もも	－ 桃（ネクタリンを含む。）	0809.30	30%	(適用外)	(適用外)	(適用外)	無税 53/2011(75)	無税 69/2011(58)	(適用外)	無税 46/2011(71)	■ 食品安全基準局 (FSSAI) ■ 植物検疫 (PQ)

*1 りんご（HSコード：0808.10）は、免除要件の適用により、米国を除く全ての国からの輸入を対象に、15%の実行関税が適用可。
（Appendix-A “Exemption to Customs Tariff’s Schedule” 32A）

*2 りんご（HSコード：0808.10）は、米国からの輸入に限り、35%の実行関税が適用される。（Appendix-A “Exemption to Customs Tariff’s Schedule” 32B）
2019年9月、トランプ米政権はインドの保護主義政策を批判して一般特惠関税制度（GSP）を撤廃した。これに対抗し、インド商工省はりんごを含む28品目の関税を引き上げたため、実質的な報復関税と見られている。

3 関税・輸出障壁調査

3.2 関税率表 (2) 輸出品目の実効税率

(続き)

品目 Description		HS Code	関税率 Tariff rate			関税率 (経済連携協定) Tariff rate (EPA/FTA)						異議なし証明書 (NOC) 要件
			基本 General	MFN	特恵 GSP	インド-スリランカ FTA	インド-シンガポール CECA	インド-マレーシア CECA	インド-日本 CEPA	インド-タイ EHS	インド-ASEAN FTA	
緑茶	- 緑茶 (発酵していないもので、正味重量が3kg以下の直接包装にしたものに限る。)	0902.10	100%	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	無税 69/2011(65)	(適用外)	(適用外)	■ 食品安全基準局 (FSSAI) ■ 植物検疫 (PQ)
	- その他の緑茶 (発酵していないものに限る。)	0902.20	100%	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	■ 食品安全基準局 (FSSAI) ■ 植物検疫 (PQ)
チョコレート菓子	- チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 -- 詰め物をしたものを	1806.31	30%	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	無税 53/2011(165)	無税 69/2011(121)	(適用外)	無税 46/2011(156)	■ 食品安全基準局 (FSSAI)
	- チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 -- 詰め物をしていないものを	1806.32	30%	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	無税 53/2011(165)	無税 69/2011(121)	(適用外)	無税 46/2011(156)	■ 食品安全基準局 (FSSAI)
	- チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 -- その他のものを	1806.90	30%	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	■ 食品安全基準局 (FSSAI)
醤油	醤油	2103.10	30%	(適用外)	(適用外)	(適用外)	50% 譲許税率 75/2005(25)	無税 53/2011(187)	無税 69/2011(144)	(適用外)	無税 46/2011(178)	■ 食品安全基準局 (FSSAI)
ソース混合調味	- ソース、ソース用の調製品、混合調味料、 マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード -- その他のものを	2103.90	30%	(適用外)	(適用外)	(適用外)	無税 74/2005(21)	無税 53/2011(187)	無税 69/2011(144)	(適用外)	無税 46/2011(178)	■ 食品安全基準局 (FSSAI)
日本酒	- その他の発酵酒 (例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒) 並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物 (他の項に該当するものを除く。)	2206.00	150% *3	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	(適用外)	■ 食品安全基準局 (FSSAI)

*3 日本酒 (HSコード: 2206.00) は、免除要件の適用により、全ての国からの輸入を対象に、50%の実行関税が適用可。

(Appendix-A "Exemption to Customs Tariff's Schedule" 104A)

実施要項

調査手法

- デスクトップ調査
国際機関、政府機関、非営利団体による公開データ、商用データベース、市場レポート、業界ポータルサイト等
- ヒアリング調査
民間事業者、業界専門家等

実施期間

- 2021年12月24日～2022年3月24日